

北海道公安委員会が定める出資法人等の情報公開実施規則（平成13年  
北海道公安委員会規則第16号）第2条第1項の規定に基づく対象法人  
の指定

北海道公安委員会告示第36号

平成25年3月26日

北海道公安委員会が定める出資法人等の情報公開実施規則（平成13年北海道  
公安委員会規則第16号）第2条第1項の規定に基づき、次の法人を指定し、平  
成25年4月1日から施行する。

平成25年3月26日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

公益財団法人北海道暴力追放センター